

## 東浦町排水設備指定工事店のみなさまへ

東浦町建設部上下水道課

令和5年10月1日より、  
東浦町排水設備指定工事店の指定に関する手続き 1 は、  
下記の共同化受付窓口で書類の提出ができるようになります。

(共同化受付窓口)

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44番

名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室 Tel:052-228-2611

## 【共同化受付窓口のご利用について】

給水装置と排水設備に係る事業者の登録等事務の共同化を参画事業体 2 で始めます。

参画事業体への手続きに限りませんが、共同化受付窓口にまとめて提出できます。

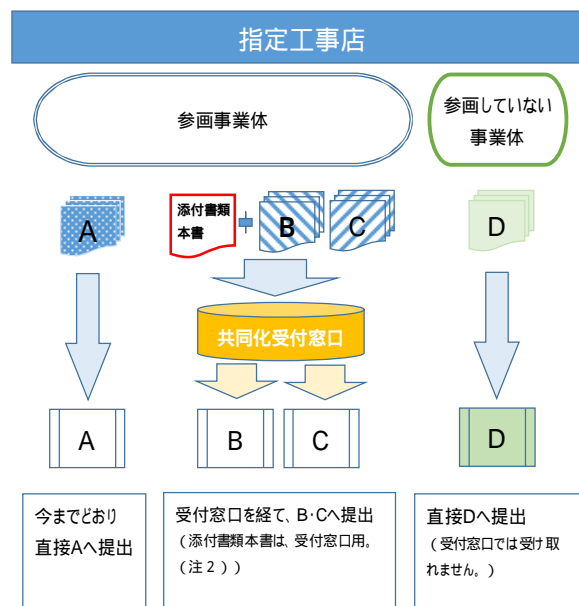
(注1) 提出先については、共同化受付窓口へか、あるいは各事業体へかは、事業者さまのそれぞれのご事情等によりご判断ください。

(注2) 各参画事業体で決まっている申請・届出の必要な様式等を確認してください。(最新の様式を使用してください。)

添付書類本書は、受付窓口保管用の1部(登記事項証明・住民票の写しは原本)です。

参画事業体ごとの申請等の添付書類にはコピーでセットしてください。

(注3) 手数料の支払いや指定証の交付は、従来どおり各事業体で行います。



## 1 東浦町では、東浦町排水設備指定工事店の手続きが対象です。

【排水】のみ	1 新規指定の申請
	2 指定更新の申請(継続申請)
	3 指定事項の変更の届出
	4 指定証再交付の申請
	5 指定の廃止・休止・再開の届出

(給水は、対象になっていません。)

(排水設備工事の申請は対象外です。)

## 2 共同化受付窓口で書類の提出ができるようになるのは、以下の参画事業体です。

【給水】【排水】の両方 名古屋市、一宮市 清須市、武豊町 (4市町8事業体)	【排水】のみ (給水は従来どおり、各事業体に提出となります。) 瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、あま市、長久手市、 扶桑町、蟹江町、東浦町 (15市町15事業体)
---	---

東浦町排水設備指定工事店の手続きは、  
web サイトでご確認ください。

東浦町 排水 登録



お問い合わせ先

東浦町上下水道課下水道工務係

Tel : 0562-83-3111 (内 134)